

# 認定薬局の申請手続き



# 認定の更新・変更等の手続き

## 認定更新申請

- 認定の有効期間は、**1年間**です。
- 認定を継続するためには、認定の有効期間が満了する前に、**更新申請**を行う必要があります。
- 更新申請に必要な書類は、新規申請と同様です。（手数料：11,900円（長野県収入証紙））

## 変更届

- **認定薬局開設者の氏名**（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）、**住所**、**専門医療機関連携薬局**にあつては、傷病の区分に係る**専門性の認定を受けた薬剤師の氏名**を変更したときは、**30日以内**に変更届書を提出する必要があります。
- **認定薬局の名称**を変更しようとするときは、**あらかじめ**変更届書を提出する必要があります。

## 認定証書換え交付申請・再交付申請

- 認定証の記載事項に変更が生じたときは、**認定証の書換え**を申請することができます。  
手数料：2,000円（長野県収入証紙）
- 認定証を破り、汚し、又は失ったときは、**認定証の再交付**を申請することができます。  
手数料：2,900円（長野県収入証紙）

## 廃止届

- 薬局の廃止等により、**地域連携薬局**又は**専門医療機関連携薬局**と称することをやめたときは、**30日以内**に認定証を添えて廃止届書を提出する必要があります。

# 受付窓口・お問い合わせ先

- 認定薬局に係る申請（届出）の受付窓口は、薬局の所在地を管轄する保健福祉事務所（保健所）です。
- 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。（土・日・祝日を除く。）

受付窓口	所在地	電話番号	管轄区域
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	佐久市跡部65-1	0267-63-3165	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	上田市材木町1-2-6	0268-25-7150	上田市 東御市 小県郡
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	諏訪市上川1-1644-10	0266-57-2928	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	伊那市荒井3497	0265-76-6865	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	飯田市追手町2-678	0265-53-0445	飯田市 下伊那郡
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2235	木曾郡
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	松本市大字島立1020	0263-40-1940	塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	大町市大町1058-2	0261-23-6528	大町市 北安曇郡
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	長野市中御所岡田98-1	026-225-9205	須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	飯山市大字静間1340-1	0269-62-3106	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡
長野市保健所 食品生活衛生課	長野市若里6-6-1	026-226-9970	長野市
松本市保健所 食品・生活衛生課	松本市大字島立1020	0263-40-0704	松本市

# 長野県公式ホームページ掲載情報

掲載内容	認定薬局の概要・認定基準・申請手続き・申請（届出）様式 など
掲載場所	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryoyakuhin/hanbai/nintei.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryoyakuhin/hanbai/nintei.html</a>
キーワード	長野県 認定薬局 🔍



長野県  
Nagano Prefecture

防災・安全 | 暮らし・環境 | 健康・医療・福祉 | 教育・子育て | 仕事・産業・観光 | 社会基盤 | 県政情報・統計

ホーム > [健康・医療・福祉](#) > [医療](#) > [医薬品・医療機器](#) > 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局について

更新日：2021年6月24日

## 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局について

- 令和元年12月に公布されました「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）のうち、令和3年8月1日から、**地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局**の制度が施行されます。
- 事前申請は、令和3年7月1日から受け付けます。**

### 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局とは

- 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局は、「患者のための薬局ビジョン」（平成27年10月23日策定）において示されている、「かかりつけ薬剤師・薬局における機能」や「高度薬学管理機能」等を有することを都道府県知事が認定する薬局です。
- 認定を受けた薬局は、**患者が自身に適した薬局を選択できる**よう、当該薬局の内外の見やすい場所に「認定薬局である旨」及び「その機能に係る説明」を掲示する義務があります。

（参考）[患者のための薬局ビジョン（外部サイト）](#)（厚生労働省のHPへリンク）

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局それぞれの概要は次のとおりです。

- ▶ **医薬品・医療機器**
- ▶ [薬局機能情報](#)
- ▶ [ワクチン・抗毒素に関する情報](#)
- ▶ [医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造販売・製造に関する情報](#)
- ▶ [医療機器販売業・貸与業について](#)
- ▶ [献血に関する情報](#)
- ▶ [薬事関係様式](#)